



2023年5月17日

各 位

所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
会社名 株式会社 ギガプライズ  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 寿洋  
(コード番号 3830 名証ネクスト市場)  
問合せ先 取 締 役 植田 健吾  
電話番号 03-5459-8400 (代表)

## 株主提案に関する書面受領及び

### 当該提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年6月23日(金)開催予定の第27回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面を受領いたしました。本株主提案につきましては、本日開催の取締役会において当該提案が適法なものであることを確認したうえで、本総会の議案とすること及び本株主提案に反対する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

#### 1. 提案株主

個人株主1名

#### 2. 本株主提案の内容

##### (1) 議題

議題1 取締役3名解任の件

議題2 定款一部変更の件

議題3 剰余金処分の件

##### (2) 議案の要領及び提案の理由

提案された提案内容は別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載したものです。

#### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 議題1に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(理由)

当社といたしましては、本株主提案において解任の対象者とされております取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子はいずれも、人格、識見ともに優れ、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の企業価値の向上の観点から取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力を保有する者として、共に経営努力を重ねてきた者であると考えております。より具体的には、取締役清水高及び取締役友松功一につきましてはいずれも、経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視座に基づく経営全般に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。また、取締役和田育子につきましては、情報管理体制の強化や、女性活躍に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験や知見に基づき規律ある情

報管理やジェンダーレス観点からの人的資源の伸長等に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。そして、取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子に限らず、当社の各取締役は、当社の親会社出身者であると否とを問わず、当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めており、当社の取締役としての適格性に疑義を生じる余地はないと考えております。

加えて、当社は、独立した上場会社として、親会社の指示や事前承認によらず、当社グループの企業価値向上を最優先に、独自に経営の意思決定を行っております。また、当社グループの営業取引における親会社グループへの依存度は極めて低く、ほとんどが親会社グループと資本関係を有しないお客様との取引であります。加えて、親会社グループと取引を行う場合におきましては、当社グループの企業価値の維持・向上及び少数株主保護の観点から、市場価格を勘案し価格交渉の上、規律ある取引条件を設定しております。

以上のとおり、取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子を解任する必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## (2) 議題2に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (理由)

当社は、役員候補者の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針を明確に定めてはおりませんが、少なくとも取締役候補者選定時に、各人の経歴、知見、実績及び当社の経営環境並びに今後の成長戦略等を踏まえ、取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力や人格等を保有しているか否かを基準に、定款で定められた取締役の員数の範囲内で、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。そして、当該判断の過程においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重することとしております。したがって、当社における役員候補者の選定手続は適切に履践されているものと考えており、敢えて定款において指名委員会の設置を規定する必要性まではないと考えております。

また、当社の各取締役は、親会社出身者であると否とを問わず、当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めております。加えて、上記のとおり、当社においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重しつつ、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。したがって、敢えて定款において、取締役会における社外取締役数及び親会社取締役との兼任取締役数の割合を規定する必要性まではないと考えております。

以上のとおり、本議案に係る定款変更の必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

## (3) 議題3に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

### (理由)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと考えており、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。かかる基本方針のもと、当社を取り巻く経営環境は、社会経済活動のデジタル化による国内データ通信量の急増、これに伴うデジタル社会の基盤となる新機軸の通信インフラの継続的な整備、増強等、流動的で先行きが不透明な状況にあります。このような状況下において、当社グループの企業価値の向上を図りつつ、今後も安定的かつ継続的な株主還元施策を実行していくためには、内部留保の確保の重要性はますます高まっております。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化及び将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社競争力の維持及び強化を図ることができるものと考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強



化実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資するものと考えており、かかる観点から、2023年3月期の剰余金の配当としては、当社取締役会が2023年5月10日開催の取締役会において決議した普通株式1株当たり金12.50円とすることが適切であると考えております。

以上のとおり、本議案に基づく剰余金の配当の増額は必要なく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

(別紙)

## 提案の内容

### 1. 取締役3名解任の件

#### 提案内容

- (a) 清水高氏の解任
- (b) 和田育子氏の解任
- (c) 友松功一氏の解任

#### 提案理由

現在当社は名証ネクスト市場に上場しています。我々株主は、当社が将来的には東証プライム市場を目指す意向であることを、前回の株主総会での複数の取締役の発言によって確認しております。

当社は2019年においてすでに営業利益12億円を達成しています。我々株主は東証への市場変更の条件を十分に満たす会社と考え、市場変更を要求して来ました。

そもそも、当社は名証に上場していますが、東海地方に特別縁があるわけでもなく、現在の当社の事業規模から考えれば、名証に上場し続けることが不自然ともいえる現状にあります。株主と会社との対話の中でも、なるべく早い時期に市場変更を実行するという回答を得ており、株主と会社との約束事と認識しています。

2021年3月期の決算説明会においても、市場変更の質問に対して、梁瀬前社長は「準備は整いました」と発言しています。現在の常任役員においても、東証への市場変更に意欲があることも確認できております。

しかしながら、東証への市場変更において、ガバナンス要件における問題が最大の障壁となっています。すなわち、上場企業として親会社から独立した意思決定が担保されていない点、具体的には親会社からの役員が過半数以上となっていることが問題視されているわけです。これは、親会社のフリービットが子会社である当社の市場変更を阻止しているともいえる状況です。役員の派遣について、フリービットとしては、事業のシナジーのために多くの役員を兼任していると説明しています。しかしながら、我々株主はフリービットが当社の株式価値を高めたくないのではないかと疑念を持っています。

その根拠としては、以下の通りです。

フリービットはグループ内の再編を進めており、昨年度には上場子会社であったフルスピードを完全子会社化しています。当然、当社についても検討課題となっているはずで、株式価値が高まることは、フリービットの完全子会社化のコストが上昇することを意味します。

そもそも、事業でシナジーを発揮するのが目的であったとしても、これほど多くの役員を送り込む必要はありません。また、兼任している役員のうち管理部門の兼任役員が5人中3人を占めており、すべての役員が非常勤となっています。すなわち、フリービット側の役員派遣は「事業のシナジーを発揮させるため」という大義名分とは全く異なる意図があると考えざるを得ません。経済産業省は親子上場における上場子会社の少数株主保護に関してガイドラインを定めています（「上場子会社に関するガバナンスの在り方」2020年1月7日公表）。このガイドライン28ページには「上場子会社においては、親会社と一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、上場子会社としての独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制が構築されるべきである。」とされており、現在の当社役員構成はこれに反するものになっています。他の親子上場会社もガバナンスの観点から独立性を遵守しており、親会社からの役員が上場子会社役員を過半数以上を占めている事例は極めて稀です。我々株主は、前々からの約束であった市場変更の要件を満たし、そして上場企業として独立した意思決定が担保されたガバナンス体制を確立することが重要だと考えています。

よって、親会社からの管理部門の取締役である、清水高氏、和田育子氏、友松功一の解任を提案いたします。



## 2. 定款一部変更の件

### 提案内容

- (1) 定款第5条に、「役員の指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）」を追加する

#### 現行定款

第5条（機関）当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人

#### 変更案

第5条（機関）当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 5. 指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）

- (2) 定款第20条に、「当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社取締役との兼任取締役を半数未満とする」を追加する。

#### 現行定款

第20条（取締役の員数）当社の取締役は、10名以内とする。

#### 変更案

第20条（取締役の員数）当社の取締役は、10名以内とし、当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社取締役との兼任取締役を半数未満とする。

### 提案理由

2022年6月の株主総会において、和田育子取締役は「現在の親会社の意向が強く働く役員構成は問題ではないか？」との株主の質問に対して、「フリービットグループが一体となって成長していくために、最適な役員構成としている」と回答しました。その後、株主から「それは親会社の都合であって、ギガプライズの株主総会で親会社を優先するような発言は不適切ではないかとの指摘を受けて撤回をしています。この発言内容を見ても、親会社が子会社の役員選任にあたって強く干渉し親会社の都合を優先させていることは明らかです。

また同総会にて、フリービットの役員が当社役員を兼務しているが、実務的に当社のために働いているように見えない点、また管理部門の役員が多いためフリービットの役員ではなく社外の管理部門のプロに入ってもらう方がガバナンス上好ましい点から、「なぜ親会社の役員ばかり選任するのか？」と問われた際に佐藤社長は下記の通り回答しています。

「今後、ギガプライズとして必要な人材がどうなのか？という視点を持って、親会社が推薦する役員の選任についてはより注意深く、取締役会で議論していきたいと思えます。」

親会社が推薦する役員が当社にとって適任かを、親会社が過半数を占める取締役会にて議論しても結局は親会社の意向に沿う形となり、当社にとって適任かどうかという視点で選任することは難しいと考えざるを得ません。上場企業である以上、親会社の都合ではなく当社にとって最適かつ、透明性が高い役員選任の仕組みを構築することが必要と考えます。親会社フリービットのコーポレート・ガバナンス内のグループ経営に関する考え方及び方針でも、『事業運営及び取引では、上場子会社の自律性を保つこと及び少数株主の権利尊重を基本としております。また、上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用については、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制を構築しており、当社は、上場子会社の独立性を尊重する方針としております。』とあります。

しかし、現状の当社役員構成では、独立した実効的なガバナンス体制を構築しているとは言えません。そもそも少数株主に懸念を抱かせること自体が問題であり、日本における上場企業最上位の東証プライム上場企業であるならば、少数株主が一寸の懸念も感じさせることのないような、上場企業の見本となるべきガバナンス体制を構築すべきではないでしょうか。

よって、社外取締役を過半数以上とする役員の指名委員会の設置、全取締役のうち社外取締役を3分の1以上とすること、親会社からの役員を全取締役の半数未満とすることを提案いたします。

### 3. 剰余金処分の件

#### 提案内容

2023年3月期の期末配当を1株あたりの純利益の30%相当である33円とする

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当に関する事項

第27回定時株主総会において当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案が可決された場合には、33円から、同株主総会において可決された剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額(以下「会社提案配当金額」という。)を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。また、第27回株主総会以前に取締役会において決議し配当を支払済みの場合においては、33円よりその金額を控除した普通株式1株当たり配当金額を配当する。なお配当総額は上記の普通株式1株あたりの配当金額に、当社の第27回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和5年6月開催予定の株主総会の翌日

#### 提案理由

当社は自己資本比率50%を超えており、財務諸表を見ても手元の現金保有額が有利子負債額(リース負債含む)を超えており、実質無借金経営を実現しています。また、ビジネスモデルにおいても、継続的な収入(ストック収入)が売り上げ全体に占める割合は約70%となっています。景気変動の影響を受けにくく、契約年数が複数年(概ね6年)となる契約が主体であり、スイッチングコストも高く、盤石の経営基盤を有していると言えます。

このように、すでに株主に対して十分に利益を還元する環境は整っています。

現在、当社は第二創業期と位置づけ、様々な新しい取り組みの最中であり、成長のために内部留保が一定程度必要なことは我々株主も承知しております。しかし、キャッシュフロー計算書を見ますと、前期の営業CFが13億50百万に対して、投資CFは53百万、今期第二四半期時点での営業CFが14億53百万に対して、投資CFが71百万しかなく、獲得したキャッシュの金額に対して投資金額は非常に少ないものとどまっています。

このような実状を踏まえ、利益の約90%の金額を内部留保に充てている現状は合理的ではなく説得力がありません。今期の第三四半期以降、不動産の取得や設備投資に投資していることは認識していますが、いずれも継続的に必要な投資案件ではありません。

当社が所属している情報・通信セクターにおいて、上場している一定規模の企業(営業利益10億以上)223社の配当性向は2022年の実績で平均33.4%となっています。これを考慮すると当社の配当性向は異常ともいえる低さであり、上記のガバナンスの点も含めて親会社の意図が強く反映されているのではと疑念を持っているわけです。

昨年、完全子会社化し上場廃止となったフルスピードも、自己資本比率は50%を超えていましたが、配当性向は約10%程度でした。これらの状況を鑑みると、親会社が少数株主への株主還元を抑制するために、多くの役員を送り込んでいるのではないかと疑われても仕方がない状況です。我々株主としては、上場企業として疑われることのないガバナンス体制の構築と株主還元を実行すべきと考えます。

よって2023年3月期の剰余金の処分として、会社予想の1株あたりの純利益109.89円の30%に相当する33円とすることを提案いたします。

以上